

令和 5 年度事業報告書

〔 自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 31 日 〕

令和 6 年 6 月



日本商品先物振興協会

目 次

令和5年度事業報告書

概 況	1
I 総務関係事項	5
1. 令和5年度の事業計画・収支予算及び収入の額について	5
2. 令和6年度の事業計画・収支予算及び収入の額について	6
3. 会員の異動	7
II 事業に関する事項	8
II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業	8
1. 消費税のインボイス制度開始への対応①	8
2. 消費税のインボイス制度開始への対応②	9
3. とうもろこし先物取引の振興に係る取組み	10
4. 清算基金の高騰抑制に係るJ S C Cとの協議	11
5. 清算基金に係る経理処理方法についての日商協への質問状の発出	11
6. デジタル先端金融推進議員連盟の参加	12
7. 金融所得一体課税の対象範囲の拡張に係る要望	12
8. 商品デリバティブ取引活性化検討会議での議論について	13
9. 会員のセミナー情報の本会WEBサイトでの紹介	14
10. 商品先物取引の市況情報の一般への配信	14
11. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイル配付	14
II-2 情報発信に関する事業	14
1. WEBによる情報発信	14
2. 資料・パンフレットによる情報発信	15
3. 商品先物市場に関する業界統計データの集計・公表等	15
4. 国際金融都市 OSAKA 推進委員会への参画	15

令和5年度決算財務諸表	17
1. 収支計算書	19
2. 正味財産増減計算書	21
3. 貸借対照表	22
4. 財産目録	23
5. 計算書類に対する注記	24
 監査報告書	 27
 資 料	 29
資料1. 会員名簿	31
資料2. 組織図	32
資料3. 役員・委員会名簿	33
資料4. 主要会議	34
資料5. 総務関係資料	41
資料6. 制度改善事業関係資料	47

概況

令和5（2023）年度の世界経済は、ロシア・ウクライナ戦争の長期化や欧州経済の低迷といった想定通りの事象だけでなく、金融引き締めが継続したにもかかわらず堅調だった米国経済、日米金利差がもたらす大幅な円安の進行、また10月に勃発したイスラエル・ハマス戦争など想定外の要因も少なくなかった。

そのような状況の中でわが国経済においては、前向きな変化が多くみられた。コロナ禍が落ち着きを見せ経済社会活動の正常化が進み対面サービス消費の増加傾向が強まり、賃上げや価格転嫁が加速した。他方で、物価上昇に賃上げが追い付かず、実質賃金は前年比マイナス圏で推移した。上述したウクライナ情勢やパレスチナ情勢が緊迫する中、金融引き締め・政策金利の高水準での推移が続く米国経済が想定以上に堅調に推移したことは日本経済の下支え要因となった。

ドル円相場については、3－4月に米地銀の一部が破綻するもF R Bの金融引き締めは継続され、ドル円は130円近辺を下値に底堅く推移した。2023年4月9日に就任した植田日銀新総裁も緩和政策の継続に言及したことと、7月に米国の政策金利が5.50%まで上昇したことを受け、11月13日には151円92銭まで上昇した。昨年に続き152円を前に介入警戒感が上値を抑制する中、米インフレ鈍化とともにFRBの利上げサイクル打ち止め観測が台頭。これに対し、日銀はY C Cを7月、10月と2度にわたり柔軟化し金融緩和政策は形骸化したとみる向きが増えたことで、12月7日には141円71銭まで急落する場面が見られ、年度末の3月末には1ドル151.41円で取引を終了した。

日経平均株価については、2023年4月3日に28,188円で終えた価格が2024年3月29日には40,369円で取引を終え、1年間で44%の上昇となった。この上昇を支えたのが好調な企業業績であり、年度初めのP E Rが約13倍であったのに対し、年度末には17倍強と大幅に上昇した。

金先物については世界情勢が不安定化するのではないかとの思惑などから、世界的に上昇した。O S Eの金先物取引においても2023年3月の最終取引日には8,584円/gだった先限価格が、2024年3月には同10,959円/gと、27.7%もの大幅上昇をみせる展開となった。

このような中、我が商品先物取引業界の出来事を振り返ると概要以下の通りである。

第一に、商品先物取引（商先法、T O C O M及び堂島取）＋商品関連市場デリバティブ取引（金商法、O S E）の出来高枚数が1,919万枚と前年度の1,584万枚から325万枚、率にして約20%増加したことである。1日平均出来高も78,634枚と前年度の64,644枚から増加した。取引所別の出来高枚数を見ると、T O C O Mが175万枚（前年度212万枚）、堂島取が146万枚（同0.5万枚）、O S Eが1,597万枚（同1,371万枚）であり、T O C O Mの出来高が37万枚減少した一方で、堂島取にあっては取引単位を1枚10gに極小化したマイクロ取引ではあるものの出来高枚数としては146万枚の増加、O S Eにあっては226万枚増加したことで、全体としては出来高増となった。

銘柄別にみるとO S Eにおいては、金限日取引が62.0%の増加（今年度218万枚、前年度135万枚）、白金限日が236.9%の増加（今年度95万枚、前年度67万枚）と限日取引の増加が際立っていて、そこに金標準取引の15.8%増（今年度812万枚、前年度701万枚）が続く形となった。T O C O Mではブラッドバイ原油の減少が目立つ形となった（今年度174万枚、前年度209万枚）。

第二に、2024（令和 6）年 2 月 21 日に、堂島取がコメ指数先物取引の上場に係る定款変更申請を行ったことである。農水省は「米の将来価格に関する実務者勉強会」を 2023（令和 5）年 8 月 2 日、11 月 2 日、12 月 13 日、及び令和 6 年 1 月 30 日の 4 回に渡り開催し、コメの将来価格を決めることは先を見通した経営や需要に応じた生産の実現に寄与するなど、各事業者にとってメリットがあることが明記されたとりまとめ文書が公開された。また、2023（令和 5）年 10 月 16 日には TOCOM や堂島取等が出資する「みらい米市場」がコメ現物市場を開設した。

第三に、2024（令和 6）年 3 月 18 日に、TOCOM の電力先物市場において「月間物」に加えて「週間物」の取引が開始されたことである。これに関連して 2023（令和 5）年 11 月 28 日に、経済産業省は「電力先物の活性化に向けた検討会」の初会合を開催し、その後 3 回の会合を年度内に開催した（令和 6 年 1 月 16 日、2 月 16 日、3 月 26 日）。最終回では、電力会社が電力先物取引に対するヘッジ会計の適用を容易にする環境を整備するため、日本卸電力取引所（JPEX）と連携し、2024（令和 6）年秋から 2 段階に分けて TOCOM における先物ポジションに相当する現物を JEPX のスポット取引で調達するサービスを開始する旨が TOCOM から提示された。

第四に、堂島取が令和 5 年 3 月 27 日に貴金属市場を開設し、同日から取引を開始、1 年が経過したことである。

以下、令和 5 年度における当協会の事業について報告する。

なお、文中において、関係団体・取引所・主務省の名称は以下のとおり略称した。

株式会社東京商品取引所	：東商取／TOCOM
株式会社堂島取引所	：堂島取／ODE
株式会社日本取引所グループ	：JPX
株式会社大阪取引所	：大阪取／OSE
株式会社日本証券クリアリング機構	：JSCC
日本商品先物取引協会	：日商協
日本商品委託者保護基金	：保護基金
農林水産省	：農水省
経済産業省	：経産省

令和 5 年度事業報告書

I 総務関係事項

1. 令和5年度の事業計画・収支予算及び収入の額について

以下のとおり、第25回臨時総会（令和5年3月20日開催）において承認された。

（1）事業計画

（資料5－(1)、p39）

① 会員の円滑な事業展開に向けた取組

商先法・金商法の両法にまたがって事業展開する会員の現状を踏まえて、(1)課題の抽出・整理、(2)当局・取引所等への意見具申、(3)意見交換の場の設定等を行う。

② 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

要望の際には、商品デリバティブ取引の拡大に資する税制を実現するべく会員の意向も踏まえながら取り組んでいく。

③ 会員サービスの充実

当局・取引所の取組みに関する情報等の会員への提供をこれまで以上に積極的に行っていく。

④ 新規加入の促進

商品デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に従事する事業者に対して、既存会員の力添えも得ながら、本会への加入を働きかけていく。

⑤ 協会ホームページを通じた各種情報の発信

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

(1)コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿

(2)コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）

(3)出来高、取組高推移等の統計情報

（2）収支予算

令和5年度の収支予算は、経常的支出2,132万円、非経常的支出455万円を計上し、それらの費用に不足事態への対応のための予備費100万円を加えて予算総額は2,687万円（対前年度比3.1%減）とした。

（3）収入の額

予算における収入額の内訳は以下のとおりである。

① 会費収入	1,800 万円
② 雑収入（入門書印税、パンフレット頒布代金、預金利子等）	9 万円
③ 運営準備預金取崩収入	700万円
④ 前期繰越収支差額	178万円
収入合計	2,687万円

（4）会費の額

（資料5－(2)、p39）

令和5年度期首における運営準備金残高が約3,500万円と資金枯渇が懸念されることから、次年度は必要経費全額を会費収入で賄う会費体系とすることを前提としつつ、本年度についてはその過渡的措置として、必要経費の75%を会費収入でカバーするべく以下の体系とすること

について第25回臨時総会（令和5年3月20日開催）に諮り、原案通り承認された。

会 員 種 別	会 費 月 額
・取引所取引参加者 ・本会役員である社	11 万円
・上記以外の社	7 万円
・準会員	2 万円

2. 令和6年度の事業計画・収支予算及び収入の額について

以下のとおり、第26回臨時総会（令和6年3月25日開催）において承認された。

（1）事業計画

（資料5－(3)、p41）

① 会員の円滑な事業展開に向けた取組

商先法・金商法の両法にまたがって事業展開する会員の現状を踏まえて、(1)課題の抽出・整理、(2)当局・取引所等への意見具申、(3)意見交換の場の設定、会員の事業環境の整備に必要な取組みを積極的に行う。

② 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

要望の際には、商品デリバティブ取引の拡大に資する税制を実現するべく会員の意向も踏まえながら取り組んでいく。

③ 会員サービスの充実

当局・取引所の取組みに関する情報等の会員への提供をこれまで以上に積極的に行っていく。

④ 新規加入の促進

商品デリバティブ取引又は商品関連市場デリバティブ取引に従事する事業者に対して、既存会員の力添えも得ながら、本会への加入を働きかけていく。

⑤ 協会ホームページを通じた各種情報の発信

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

(1)コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿

(2)コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）

(3)出来高、取組高推移等の統計情報

（2）収支予算

令和6年度の収支予算は、経常的支出1,958万円、非経常的支出465万円を計上し、予算総額は2,423万円（対前年度比9.9%減）とした。

（3）収入の額

予算における収入額の内訳は以下のとおりである。

① 会費収入	2,304 万円
② 雑収入（入門書印税、パンフレット頒布代金、預金利子等）	9 万円
③ 運営準備預金取崩収入	96 万円
④ 前期繰越収支差額	14 万円

収入合計

2,423万円

(4) 会費の額

(資料5-(4)、p41)

令和6年度期首の運営準備金残高が約3,200万円と資金枯渇が懸念されることから、本年度以降は必要経費のほぼ100%を会費収入でカバーすることとする前年度の臨時総会決議を踏まえて、以下の会費体系とすることで第26回臨時総会（令和6年3月25日開催）において承認された。

会 員 種 別	会 費 月 額
・取引所取引参加者 ・本会役員である社	15 万円
・上記以外の社	8 万円
・準会員	2 万円

3. 会員の異動

期首（令和5年4月1日）現在における本会の会員数は、会員16社、準会員1社の合計17社であった。期中に以下の通り脱退があったことから、期末（令和6年3月31日）には、会員14社、準会員1社の合計15社となった。

なお、上記に加えて以下の通り会員代表者の変更があった。

(1) 脱退 (2社)

会 員 名	脱 退 事 由	年 月 日
O A N D A 証 券 (株)	任 意 脱 退	令和6年2月29日
I G 証 券 (株)	任 意 脱 退	令和6年3月31日

(2) 会員代表者の変更 (3社)

会 員 名	新代表者名	旧代表者名	変更年月日
K O Y O 証 券 (株)	鐘ヶ江輝彦	村上久広	令和5年6月14日
クリエイトジャパン(株)	島津嘉弘	中村鉄太郎	令和5年6月27日
カネツ商事(株)	大洞新二	塩飽誠	令和5年12月29日

(3) 本社所在地の変更 (2社)

会 員 名	年 月 日	新 所 在 地
サンワード貿易(株)	令和5年6月28日	東京都新宿区西新宿3-20-2 43階
日産証券(株)	令和5年9月11日	東京都中央区銀座6-10-1 9階

II 事業に関する事項

II-1 商品先物取引制度の改善及び会員の経営改善に係る企画立案事業

1. 消費税のインボイス制度開始への対応（①受渡決済における個人投資家等の利便性確保）

（1）インボイス制度の概要

令和5年10月1日から施行される改正消費税法において適格請求書保存方式（以下、「インボイス方式」）が導入され、仕入先（売主）から適格請求書（以下「インボイス」）の交付を受けていない仕入取引に関しては仕入税額控除ができないこととなった。

（2）受渡決済に係るJ P Xの対応

商品先物取引の受渡決済もインボイス制度の適用対象とされたことから、J P Xでは、令和4年6月17日付けで以下の事項を骨子とする措置を公表した。（資料6-（1）、p45）

①渡方になれる者を適格請求書発行事業者に限定

O S E・T O C O Mの商品関連市場デリバティブ取引・商品先物取引に係る受渡決済では、受方（買主）が確実に仕入税額控除を受けられるように、渡方（売主）については事前に取引所に対して適格請求書発行事業者番号を登録した者に限ることとする。

②インボイスは取引所が代理発行（匿名性確保）

インボイスの作成・発行は消費税法上の「媒介者等による適格請求書等の交付の特例」に基づいて、取引所が代理発行することで取引に係る匿名性を確保する。

（3）問題の所在と対応の方向性

①個人投資家の利便性低下

取引所において適格請求書発行事業者でない者は先物市場において現渡しを行うことができなくなったことにより、その多くが適格請求書発行事業者でない個人投資家を中心とした市場利用者は現渡しができなくなるため、市場利便性が低下することが懸念された。

②対応案：古物営業法に基づく対応

この問題に対応するための方途として、商品先物市場の受託・取次を行う事業者（金融商品取引業者／商品先物取引業者）が古物営業法上の古物営業の許可を得て、受渡決済の対象物品を適格請求書発行事業者でない顧客から買い取る対応が検討された。

（4）古物商特例に関する関係当局への照会等

①金融庁への照会：金融商品取引業者が古物営業の許可を受けることについて

この件については、令和5年3月9日に金融庁監督局証券課を訪問して、担当課長に相談したところ、「承認業務（金商法第35条第4項）として取扱うことになると考えられるので、まずは行おうとする事業の内容等について所管の財務局に相談されたい。」との回答を得た。本会からは、金融庁に提出した照会文書と同庁からの回答概要について令和5年3月15日、電子メールにより全会員に共有した。（資料6-（2）、p48）

②国税庁への照会：倉荷証券の古物性について

（資料6-（3）、p50）

令和5年3月30日に国税庁課税部軽減税率・インボイス制度対応室を訪問して、貴金属地金を対象とする倉荷証券を買い受けた場合であっても、古物営業法上の古物には該当しないものの古物に準ずるもの（以下、「準古物」）として取扱うことの当否について照会した。

その結果、「準古物として取扱って問題ない。ただし、一定の事項が記載された帳簿を保存している場合のみ仕入税額控除を受けることができる、いわゆる古物商特例の適用を受けるためには、古物商が古物営業と同等の取引方法により貴金属地金を買受けることが必要となる点にご留意されたい。」との回答を得た。

この回答については令和5年4月25日付け文書により、全会員に共有した。

③警視庁への照会：古物営業の許可申請について

消費税のインボイス制度導入に関する対応として、令和5年6月8日に警視庁生活安全総務課に電話にて照会したところ、「所定の審査期間は必要だが、原則として拒否されることはない。」の回答を得たことから、古物営業の許可申請をしようとしている会員に個別にその旨を共有した。

2. 消費税のインボイス制度開始への対応（②受渡決済における各種調整金への対応）

（1）問題の所在：取引参加者間の直接決済における匿名性の担保

金融商品取引所の受渡決済における本体代金の消費税については、①受方をインボイス発行事業者に限定する、②インボイスについては消費税法上の「媒介者交付特例」を活用して取引所が発行する、ことで仕入税額控除と取引匿名性を両立させた。

しかしながら、ガソリンや灯油などの石油製品において、重量や油種に係る各種調整金については、取引所を介することなく渡方取引参加者と受方取引参加者の間で直接金銭が授受されるため、そのような状況下にあっても取引の匿名性を担保することが求められた。

（2）国税庁への照会

上記のような状況について、令和5年8月3日に国税庁課税部軽減税率・インボイス制度対応室に照会した。また本件については、J P X総合企画部とも状況を共有し、取引所による取引参加者への通知文書とも整合する方途について検討協議しながら、数次にわたり課税当局と意見交換した。

その結果、①インボイスについては渡方若しくは受方の取引参加者が代理発行する、②インボイスの写しについては「立替金精算書」を作成することで取引の相手方に係る匿名性を確保する方式とすることが当局によって承認されたため、令和5年11月27日付文書によって、その旨を会員全社に通知した。

（資料6－(4)、p51）

3. とうもろこし先物取引の振興に係る取組み

（1）J P Xからの協力要請

（資料6－(5)、p53）

大阪取引所代表取締役から本会会長に宛てて、令和5年3月10日付文書「とうもろこし先物の市場振興に係るご協力をお願い」により協力要請があったことから以下の取組みを実施した。

（2）とうもろこしの振興策に係る意見交換会の開催

（資料6－(6)、p55）

以下の日時・場所により標記会合を開催して、本会会員とO S Eの間で意見交換を行った。

- | | | | |
|---------|-----------------------|--------------|----------|
| 1. 開催日時 | 第1回会合 | 令和5年3月28日（火） | 午後1時30分～ |
| | 第2回会合 | 令和5年4月12日（水） | 午後2時～ |
| 2. 開催場所 | 東京証券取引所ビル 301 会議室 | | |
| 3. 参加者 | 大阪取引所（O S E）役職員及び本会会員 | | |

(3) とうもろこし先物取引の振興策に係る検討会議

(資料6-(7)、p64)

上記(2)で開陳された意見を踏まえて、以下の日時・場所・参加者により標記会合を開催してとうもろこし先物取引の振興策について討議した。

1. 開催日時 令和5年4月27日(木) 午後3時～
2. 開催場所 東京証券取引所ビル 15階 特別会議室
3. 参加者

A. 当局(2名)

金融庁 企画市場局市場課市場業務監理官	中 島 康 夫
農林水産省 新事業・食品産業部商品取引グループ長	今 野 憲太郎

B. 商社(4名)

伊藤忠商事(株)	食料カンパニー 食糧部門 飼料・穀物部 飼料課 課長代行	河 津 俊 作
兼 松 (株)	穀物飼料部 穀物課長補佐	高 橋 千 明
丸 紅 (株)	穀物油量部 穀物課課員	石 澤 剛 士
三井物産(株)	食料本部 食糧事業部 飼料穀物室長	久 保 裕 嗣

C. 大阪取引所(6名)

代表取締役社長	横 山 隆 介
取締役執行役員	垣 崎 和 久
市場企画部長	塚 本 浩 敏
市場企画部課長	鈴 木 隆 徳
デリバティブ市場営業部 課長	宮 沢 得 康
市場企画部調査役	白 坂 美 治

D. 会員(14名)

A I ゴールド証券(株)	取締役	辻 村 武 之
岡 地 (株)	代表取締役社長	岡 地 和 道
	取締役 国際法人本部長	大 木 太 朗
岡 安 商 事 (株)	執行役員	高 野 竹 生
	本部長	梨 本 孝 行
(株)コムテックス	常務取締役	阿 部 信一郎
サンワード貿易(株)	執行役員経営企画室長	赤 土 大 輔
日 産 証 券 (株)	取締役営業本部長	重 田 正 和
	執行役員(営業企画部)	元 木 高 嗣
フジトミ証券(株)	取締役 投資サービス事業本部 営業担当本部長	島 野 寛 志
	同副本部長	首 藤 広 樹
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長	釧 持 宏 昭
豊トラスティ証券(株)	代表取締役社長	安 成 政 文
	取締役 法人営業部長	鷹 啄 浩

E. 協会

会 長	多々良 實 夫
副会長	依 田 年 晃
理事・事務局長	谷 口 太 郎

これらの意見交換を経て、OSEからは以下の取組みを実施する旨の表明があり、これについては会員各社に共有した。

①市場離脱の円滑化に係る取組み：RFQサービスの開始

取引参加者等がとうもろこし先物に関するリクエスト・フォー・クオート（手仕舞いや乗換え等のための気配提示依頼を指す。本項目において「RFQ」という。）をOSEが提供する入力画面から入力し、Eメールにより流動性供給の意思を持つ市場参加者に配信する。

②取引参加料無料期間の設定

以下の期間において取引参加料59円／枚を無料とする。

2023年10月2日（月）～2024年3月29日（金）

③普及啓発・情報発信の強化

投資家向けセミナー、商先業者役職員向け研修プログラムを数次にわたって実施する。

4. 清算基金の高騰抑制に係るJSCCとの協議

（資料6－(8)、p67）

商品デリハティブの清算基金（以下「CF」）については参加者数が少ないため、市場規模に比してCF負担が過大となっていることについて事務方ベースでJSCCと意見交換していたところ、JSCCからこれを解消・緩和するために以下の①～③の取組みを実施する旨の連絡を受けた。

なお、①については令和5年6月中に実施、②及び③については令和5年11月のVAR証拠金制度導入時期に合わせて実施したいとのことであった。

①一定の期間、OSEが損失補償財源として70億円拠出

②リスク上位先の取引証拠金（以下「IM」）を超えるリスク額を低減するため、建玉の大きい口座のIMを引き上げ

③CFの按分方式について、IMだけでは計れない担保超過リスク額の比率を考慮に入れた方式に見直し

5. 清算基金に係る経理処理方法についての日商協への質問状の発出

（資料6－(9)、p72）

清算参加者が清算機関（JSCC）に預託した清算基金に関して、複数の会員が日商協の「統一経理基準」に則って「長期差入保証金」として「固定資産」に分類していることから、預託額が大きくなるについて自己資本規制比率が悪化する現象が生じていた。

このことに関して、日商協の統一経理基準では、旧JCHの清算預託金について固定資産に分類すべき旨が記載されているが、JSCCの清算基金の取扱いについては特に言及されていないことから、当該記述はJCHの清算預託金に関するものであると解してよいか、との確認を令和5年10月13日付会長名文書『「商品先物取引業統一経理基準」に係る質問書』により行った。

その結果、日商協から令和5年10月18日付会長名文書『「商品先物取引業統一経理基準」に係

る質問書への回答について」により、当方の理解の通りである旨の回答が寄せられたことから、その旨を全会員に周知した。

6. デジタル先端議連への参加

(資料6-10、p74)

「商品先物取引推進議員連盟」の事務局より、同連盟を発展的に解消して「デジタル先端金融議員連盟」を設立したいので設立総会に参加されたい、との連絡があったことから、以下の日・場所にて開催された会合に多々良会長と谷口理事が出席した。会合では、冒頭、北尾吉孝SBIホールディングス代表取締役会長から挨拶があった後、参加者間で随時意見交換を行った。

開催日時：令和5年12月5日（火）午前11時～

開催場所：衆議院第一議員会館 地下一階 第2会議室

議 題：「デジタル先端金融推進議員連盟」の設立について その他

出席者：国会議員7名、金融・証券・商品業界24名、
政府機関（内閣官房、金融庁、農水省、経産省）10名

7. 金融所得一体課税の対象範囲の拡張に係る要望

(1) 要望案についての理事会での審議

(資料6-11、p85)

商品先物取引を含むデリバティブ取引全般と上場株式等との損益通算を求めることを内容とする「令和6年度税制改正要望（案）」について、第148回理事会（令和5年9月14日開催）において審議した。

その結果、実現損益課税を前提として、前年同様にデリバティブ取引全般と上場株式等の損益通算を求めていくことを要望内容とすることが承認された。なお審議の過程で、本件損益通算に係る要望については、その長所・短所について会員間の認識を深めていくことについても了承された。

〔要望内容〕

①損益通算範囲の拡大について

商品先物取引の差金等決済に係る取引損益について、金融所得課税一体化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

②決済差損失の繰越控除期間の延長について

決済差損失の繰越控除期間について、現行の3年間を延長すること。

③外国商品市場取引による決済損益への課税について

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について申告分離課税とすること。

(2) 政権与党における団体ヒアリングの場での意見表明

(資料6-12、p86)

本会の税制改正要望については、以下の通り与党主催の団体ヒアリングの場において表明し、与党内への浸透を図った。また、税制改正要望の政権与党内での取扱い方を把握するために、事務局が「農林部会勉強会」「第一次〇×報告会」等の自民党の各種会合に随時出席し、情報収集に努めた。

令和5年11月1日午後2時30分～ 自民党 農林部会・農政推進協議会

令和5年11月6日午後4時～ 同 商工中小企業関係団体委員会・経済産業部会

(3) 要望結果の会員への周知

(資料6-13、p88)

本要望については、自由民主党と公明党の連名による「令和6年度税制改正大綱」(令和5年12月14日公表)において、「デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。」として、前年度同様総合的な検討事項として整理された。

要望内容及び結果については12月20日、電子メールにより会員代表者あてに通知した。

8. 商品デリバティブ取引活性化検討会議での議論について

(資料6-(14)、p89)

2020(令和2)年7月に総合取引所での取引が始まってから3年強が経過するが、商品デリバティブ取引が活性化したとは言い難い状況であったことから、第148回理事会(令和5年9月14日開催)において、何が活性化の障害となっているのか等について、新たに会議体を創設して議論することとなった。

これに基づいて会員各社の出席を要請し、以下の日程で検討を重ねた。

(1) 各会合開催日時等

プレ会合

開催日時 令和5年12月21日(木) 午前10時30分～

議 題 座長・副座長の指名について、議事の進め方について その他

第1回会合

開催日時 令和6年1月26日(金) 午前10時30分～

議 題 各委員によるプレゼンテーション①、自由討議 その他

第2回会合

開催日時 令和6年2月21日(水) 午前10時30分～

議 題 各委員によるプレゼンテーション①、自由討議 その他

第3回会合

開催日時 令和6年3月26日(火) 午前10時30分～

議 題 これまでの議論における主要論点についての討議 その他

第4回会合

開催日時 令和6年4月24日(水) 午前10時30分～

議 題 とりまとめ文書(案)についての意見交換 その他

(2) 各会合の出席者

①委員

AIゴールド証券(株)	顧問	水 野 慎次郎
岡地(株)	取締役	大 木 太 朗
クリエイトジャパン(株)	取締役	井 尾 義 夫
(株)コムテックス	執行役員	後 藤 泰 雄
サンワード貿易(株)	経営企画室長	赤 土 大 輔
大起証券(株)	取締役	車 田 直 昭
フジトミ証券(株)	取締役	島 野 寛 志
北辰物産(株)	取締役	五 味 学

日産証券(株)	取締役	荒 木 文 明
同上	取締役	平 尾 友 亮
豊トラスティ証券(株)	取締役	松 本 一 明

②傍聴者

日本商品先物取引協会	副会長	小 川 潔
同上	事務局長	中曾根 淳

③事務局

日本商品先物振興協会	理事事務局長	谷 口 太 郎
------------	--------	---------

9. 会員のセミナー情報の本会WEBサイトでの紹介

会員の普及啓発活動を支援するため、各社が実施するセミナーを本会会員専用ページ内に設けたシステム上で登録してもらい、登録のあったセミナー情報については協会ホームページで即時紹介、商品先物取引の裾野拡大に努めた。

10. 商品先物取引の市況情報の一般への配信

商品投資家に対する投資判断の材料として、主要な商品の市況予測を会員各社のアナリストが音声で提供するスマートフォン向けサイト「コモディティ・ボイスネット」を運営した。

11. 純資産額規制比率の市場リスク相当額を自動計算するための電子ファイルの配付

(資料6-(15)、p117)

会員が商品市場で自己取引をした場合の市場リスク相当額については、互いに相関性のある限月若しくは商品の間では相殺することが可能とされている。このことに関して、令和4年5月1日から翌年4月30日まで適用される相関係数がJ S C Cから伝達されたことから、新たに相殺可能となる組合せ、及び当該組合せについて自動的にリスク相当額を減殺するための計算用エクセルシートを、令和5年5月29日に会員専用ページに掲載し、各社の利用に供した。

II-2 情報発信に関する事業

1. WEBによる情報発信

(1) 協会HPの充実

協会ホームページ及び会員専用ページにおいて、以下の情報を掲載・更新した。

なお、令和5年度中の月間平均ページ閲覧数は約10万ページであった。

① 商先業者名簿の記載内容の更新

本会会員である商先業者・商先仲介業者に係る情報を一般に提供するため本会WEBサイトに掲載している商品先物取引業者名簿を掲載して、代表者名、本店所在地、電話番号などを一般に公開した。

② 会員に対する情報提供

総合取引所に関する内外の動静に係る情報、本会の総会、理事会等における審議状況について会員の認識の共有を図るため、各会議の議事概要、資料及び議事録を協会ホームページ（会員専用ページ）に随時掲載した。

また、理事会及び総会の議決事項はプレス・リリース形式によりマスコミに配信した。

このほか、本会の活動内容を含む商品先物業界に関する情報や主務省等からの各種連絡事項等を協会ホームページ又は会員専用ページに掲載し、会員における情報の共有を図った。

（２）商品さきもの知識普及委員会ホームページの運営

商品先物市場の利用に係る様々な知識・情報を広く提供するため、取引所と共同で「商品さきもの知識普及委員会」ホームページを運営した。

2. 資料・パンフレット等による情報発信

リーフレット「商品デリバティブ取引に関する税金」を資料の請求のあった投資家に提供し、デリバティブ税制の理解の浸透に努めた。

また、以下の資料について、引合いのあった会員に対して提供し、商品先物取引の理解の浸透に努めた。

- ・商品先物取引法対照法令集
- ・入門冊子「まんが はじめての商品先物取引」
- ・リーフレット「価格変動リスクから会社を守る～経営安定化に向けた解決策のご提案」
- ・冊子「価格変動リスクから会社を守る～ヘッジ取引の活用マニュアル」
- ・商品先物取引法裁判事例集〔第2集〕

3. 商品先物市場に関する業界統計データの集計・公表等

政府及び関係諸機関への政策提言の際の基礎データとするため、以下の項目に係る統計データを作成・更新し、協会ホームページに掲載して一般の閲覧に供した。

- ・出来高（暦年、年度ベース）
- ・取組高
- ・預り証拠金額
- ・商品先物取引業者数
- ・営業所数
- ・登録外務員数
- ・委託者数
- ・受取委託手数料額

4. 国際金融都市OSAKA推進委員会への参画

大阪府及び大阪市から標記委員会へオブザーバーとして参画し、総会、委員会等の各種会合に随時出席し、同委員会に置ける議論の進捗状況の把握に努めた。

以 上

令和 5 年度決算財務諸表

1. 令和5年度収支計算書

〔 自 令和5年4月1日
至 令和6年3月31日 〕

(収入の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
会 費 収 入	18,000,000	18,410,000	△ 410,000	%	会費
雑 収 入	90,000	35,620	54,380	39.6	パンフレット代金、受取利息
運営準備積立預金取崩収入	7,000,000	4,000,000	3,000,000	57.1	
当 期 収 入 合 計 (A)	25,090,000	22,445,620	2,644,380	89.5	
前 期 繰 越 収 支 差 額	1,775,000	895,960	879,040	50.5	
収 入 合 計 (B)	26,865,000	23,341,580	3,523,420	86.9	

(注) 差異の△印は予算対比収入増を示す。

(支出の部)

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
事 業 費	21,319,000	18,393,282	2,925,718	86.3	%
1. 制 度 改 善 事 業 費	2,227,000	1,162,043	1,064,957	52.2	〔商品取引制度の改善及び会員の経営改善に資するための企画立案事業に必要な経費〕
制度改善検討費	980,000	492,423	487,577	50.2	諸会議運営費、諸会議資料作成費
市場活性化検討費	1,247,000	669,620	577,380	53.7	市場活性化検討のための資料購入費など
2. 企 画 調 査 事 業 費	1,458,000	937,177	520,823	64.3	〔商品取引全般に係る研究調査及び統計資料等の作成・分析に必要な経費〕
統計資料作成費	468,000	0	468,000	0.0	税制要望調査委託費
制度調査研究費	858,000	745,289	112,711	86.9	税制要望資料印刷費、データ処理関連費
調査資料購入費	132,000	191,888	△ 59,888	145.4	調査資料購入費
3. 協 会 情 報 発 信 費	4,342,000	3,582,766	759,234	82.5	〔本会の取組及び商品先物取引の意義・機能を広く社会に発信するため経費〕
情報発信実施費	2,545,000	2,245,000	300,000	88.2	WEBサーバー維持費、税制パンフ・商品先物取引に関するリーフレット等の改定費
協会事業推進費	1,198,000	824,000	374,000	68.8	協会事業支援広報費
通 信 費	156,000	153,849	2,151	98.6	会員・関係諸機関との通信・連絡調整費
図 書 印 刷 費	132,000	136,620	△ 4,620	103.5	事業報告書印刷費など
各種事務実施費	311,000	223,297	87,703	71.8	什器備品、消耗品、諸費

単位：円

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	執行率	摘 要
4. 事 務 所 賃 料 等	665,000	625,633	39,367	94.1	協会事務所賃料等、火災保険料
5. 役 職 員 人 件 費	12,627,000	12,085,663	541,337	95.7	
役 職 員 報 酬 給 与 費	10,960,000	10,542,974	417,026	96.2	役職員給与・交通費
社 会 保 険 料 等	1,667,000	1,542,689	124,311	92.5	社会保険料事業主負担
予 備 費	1,000,000	44,416	955,584	4.4	パート職員採用費
退 職 給 付 引 当 預 金 支 出	4,546,000	4,546,000	0	100.0	退職給付引当金要繰入額
当 期 支 出 合 計 (C)	26,865,000	22,983,698	3,881,302	85.6	
当 期 収 支 差 額 (A)－(C)	△ 1,775,000	△ 538,078	△ 1,236,922		
前 期 繰 越 収 支 差 額		895,960			
次 期 繰 越 収 支 差 額 (B)－(C)	0	357,882			

(注) 差異の△印は予算対比支出増を示す。

2. 正味財産増減計算書

〔 自 令和 5年 4月 1日 〕
〔 至 令和 6年 3月31日 〕

単位：円

科 目	金 額		
I 増 加 の 部			
1. 資産増加額			
退職給付引当預金増加額	4,546,000	4,546,000	
増 加 額 合 計			4,546,000
II 減 少 の 部			
1. 資産減少額			
当期収支差額	538,078		
運営準備積立預金取崩額	4,000,000	4,538,078	
2. 負債増加額			
退職給付引当金繰入額	4,546,000	4,546,000	
減 少 額 合 計			9,084,078
当期正味財産減少額			4,538,078
前期繰越正味財産額			41,420,185
期末正味財産合計額			36,882,107

3. 貸 借 対 照 表

〔令和 6年 3月31日現在〕

単位 ： 円

科 目	当年度期末	前年度期末	差 異
資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	441,092	815,886	△ 374,794
立替金	35,000	0	35,000
流動資産合計	476,092	815,886	△ 339,794
2. 固定資産			
什器備品	4,100,000	4,100,000	0
敷金	166,980	166,980	0
退職給付引当預金	36,476,000	31,930,000	4,546,000
運営準備積立定期預金	0	30,000,000	△ 30,000,000
運営準備積立預金	32,424,225	6,424,225	26,000,000
固定資産合計	73,167,205	72,621,205	546,000
資産合計	73,643,297	73,437,091	206,206
負債の部			
1. 流動負債			
預り金(社会保険料等)	285,190	86,906	198,284
流動負債合計	285,190	86,906	198,284
2. 固定負債			
退職給付引当金	36,476,000	31,930,000	4,546,000
固定負債合計	36,476,000	31,930,000	4,546,000
負債合計	36,761,190	32,016,906	4,744,284
正味財産	36,882,107	41,420,185	△ 4,538,078
負債・正味財産合計	73,643,297	73,437,091	206,206

4. 財 産 目 録

〔令和 5年 3月31日現在〕

単位：円

科 目	金 額		
I 資 産 の 部			
1. 流 動 資 産			
現 金（手許現金在高）	13,859		
普 通 預 金（みずほ銀行）	427,233		
立 替 金	35,000		
流 動 資 産 合 計		476,092	
2. 固 定 資 産			
什 器 備 品（絵 画）	4,100,000		
敷 金（日庄ビル6階）	166,980		
退職給付引当預金（みずほ銀行）	36,476,000		
運営準備積立預金（定期預金・みずほ銀行）	0		
運営準備積立預金（普通預金・みずほ銀行）	32,424,225		
固 定 資 産 合 計		73,167,205	
資 産 合 計			73,643,297
II 負 債 の 部			
1. 流 動 負 債			
預り金（雇用保険、所得税等）	285,190		
流 動 負 債 合 計		285,190	
2. 固 定 負 債			
退職給付引当金	36,476,000		
固 定 負 債 合 計		36,476,000	
負 債 合 計			36,761,190
正 味 財 産			36,882,107

5. 計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品 …………… 定率法による減価償却を実施している。

(2) 引当金の計上基準について

退職給付引当金 …………… 期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。

(3) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金・未払金、前払費用及び立替金・預り金を含めている。
なお、当期末残高は下記2.に記載のとおりである。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高
現 金 預 金	441,092
立 替 金	35,000
敷 金	166,980
合 計 A	643,072
預 り 金	285,190
合 計 B	285,190
次期繰越収支差額 A-B	357,882

3. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価格	減価償却累計額	当期償却額	当期末残高
什 器 備 品	5,540,768	1,440,768	0	4,100,000
合 計	5,540,768	1,440,768	0	4,100,000

【参 考】

退職給付引当金

前 期 末 残 高	31,930,000 円
当 期 取 崩 額	0 円
当 期 繰 入 額	4,546,000 円
当 期 末 残 高	36,476,000 円

監 查 報 告 書

監 査 報 告 書

令和 6 年 5 月 17 日

監 事 成 道 秀 雄

監 事 若 林 正 俊

日本商品先物振興協会監事 2 名により、令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）における事業の執行状況及び会計の処理状況について、関係書類及び会計帳簿等に基づき監査を実施した結果、その業務及び会計の処理は、定款、経理処理規程等の諸規程に則り、かつ、下記の事業報告書及び財務諸表の表示方法は、関係諸法令及び公益法人において一般に公正妥当なものとして採用されている会計慣行の定めるところに準拠し、それぞれ当該年度中における事業執行の状況と資産・負債の状態並びに収入・支出及び資金の調達源泉とその運用の状況とを適正に表示しており、総体として本決算は適法かつ適正なものと認めたのでご報告いたします。

記

1. 令和 5 年度事業報告書
2. 令和 5 年度決算財務諸表
 - (1) 収支計算書
 - (2) 正味財産増減計算書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 計算書類に対する注記

以上

資 料

- 資料 1. 会員名簿
- 資料 2. 組織図
- 資料 3. 役員・委員会名簿
- 資料 4. 主要会議

〔 資 料 １ 〕 会 員 名 簿

(令和6年3月31日現在)

(会 員 名)	(会 員 代 表 者 名)	(所 在 地)
(株) ア ス テ ム	代表取締役社長 北 川 具 宏	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31
A I ゴールド証券(株)	代表取締役社長 若 林 正 俊	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8
岡 地 (株)	代表取締役社長 岡 地 和 道	〒103-0033 東京都中央区新川 1-21-2
岡 安 商 事 (株)	代表取締役社長 杉 本 良 隆	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜 2-3-8
クリエイトジャパン(株)	代表取締役社長 島 津 嘉 弘	〒104-0061 東京都中央区銀座 3-14-13
K O Y O 証 券 (株)	代表取締役社長 鐘ヶ江輝彦	〒103-0004 東京都中央区東日本橋 2-13-2
(株) コ ム テ ッ ク ス	代表取締役社長 有 馬 誠 吾	〒550-0011 大阪府大阪市西区阿波座 1-10-14
(株) さくらインベスト	代 表 取 締 役 服 部 美 月	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 2-5-6
サンワード貿易(株)	代表取締役社長 依 田 年 晃	〒163-1443 東京都新宿区西新宿 3-20-2
大 起 証 券 (株)	取 締 役 車 田 直 昭	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 2-2-13
日 産 証 券 (株)	代表取締役会長 二 家 勝 明	〒104-0061 東京都中央区銀座 6-10-1
フ ジ ト ミ 証 券 (株)	代表取締役社長 細 金 英 光	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-15-5
北 辰 物 産 (株)	代表取締役社長 釧 持 宏 昭	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-9-2
豊トラスティ証券(株)	代表取締役会長 多々良 實 夫	〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町 1-16-12

以上 14 社

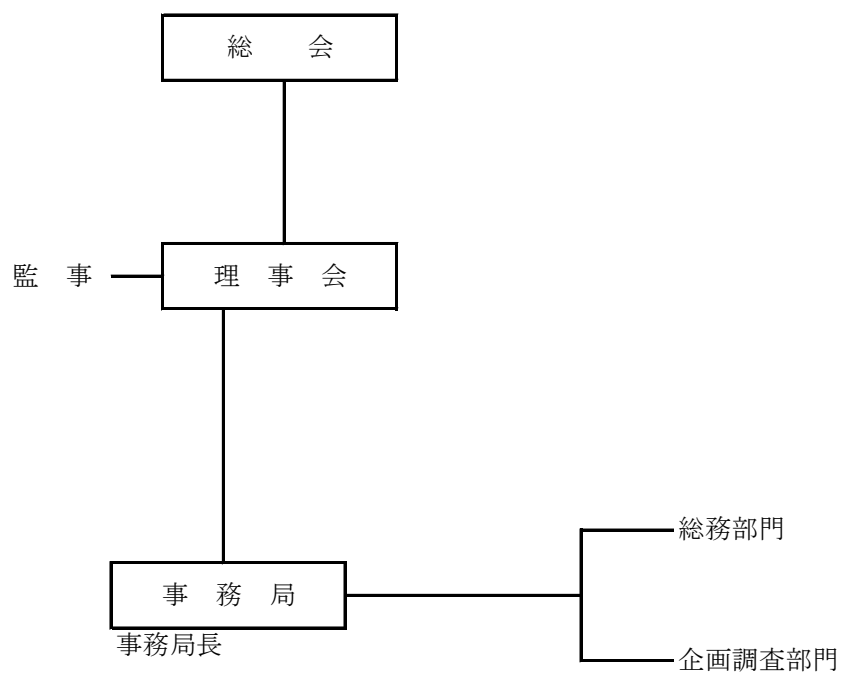
【 準会員 】

(準 会 員 名)	(準 会 員 代 表 者 名)	(所 在 地)
カ ネ ツ 商 事 (株)	代表取締役社長 大 洞 新 二	〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町 12-8

以上 1 社

〔資料 2〕日本商品先物振興協会 組織図

(令和 6 年 3 月 31 日現在)



〔 資 料 3 〕 役 員 ・ 委 員 会 名 簿

(令和6年3月31日現在)

1. 役 員

会 長	多々良 實 夫	豊トラスティ証券(株) 会長
副 会 長	依 田 年 晃	サンワード貿易(株) 社長
理 事	有 馬 誠 吾	(株)コムテックス 社長
理 事	岡 地 和 道	岡地(株) 社長
理 事	車 田 直 昭	大起証券(株) 取締役
理 事	釧 持 宏 昭	北辰物産(株) 社長
理 事	二 家 勝 明	日産証券(株) 会長
理 事	細 金 英 光	フジトミ証券(株) 社長
理 事	谷 口 太 郎	会員外

以上9名

監 事	成 道 秀 雄	成蹊大学経済学部 教授 (会員外)
監 事	若 林 正 俊	A I ゴールド証券(株) 社長

以上2名

〔資料 4〕主要会議

1. 総 会

① 通常総会

第24回 日 時 令和5年6月14日（水） 午後3：00～

議 案 1. 令和4年度事業報告（案）及び収支決算（案）について

② 臨時総会

第26回 日 時 令和6年3月25日（月） 午後3：30～

議 案 1. 令和6年度事業計画（案）並びに同収支予算（案）について
2. 任期満了に伴う会員役員の選任方法について
その他

2. 理 事 会

第147回 日 時 令和5年5月25日（木） 正午～

議 案 1. 令和4年度事業報告（案）及び収支決算（案）について
2. 通常総会の開催について

報告事項 とうもろこし先物取引の振興に係る検討会議 意見概要
倉荷証券の「古物性」についての国税庁への照会結果
2023年度相関係数一覧表
商品・証券・金融デリバティブ取引の出来高
商品デリバティブ取引に関する清算基金所要額の算出方法について

第148回 日 時 令和5年9月14日（木） 正午～

議 案 1. 令和6年度税制改正要望（案）について

報告事項 ①消費税インボイス制度開始に伴う対応について

取引所の規程改正の概要

適格請求書発行事業者以外の者への対応

各種格差金の取扱い（照会中）

②商品デリバティブの振興に係る関係諸機関の取組みについて

とうもろこし先物取引の振興のためのOSEの取組みについて

清算基金制度の見直しについて

出来高の推移について

自由討議 商品デリバティブ取引振興のための検討課題について

第149回 日 時 令和6年2月22日（木） 正午～
議 案 1. 令和6年度事業計画（案）及び同収支予算（案）について
 2. 任期満了に伴う会員役員の選任方法等について
 3. 臨時総会の開催（案）について
報告事項 商品デリバ活性化検討会議の進捗状況について

3. 委員会等

商品デリバティブ取引の活性化に係る検討会議

（1）プレ会合

日 時 令和5年12月21日（木） 午前10時30分～
場 所 日本商品委託者保護基金 会議室
議 題 1. 座長・副座長の指名について
 2. 議事の進め方について
 3. 商品デリバ活性化に必要な事項について

（2）第1回会合

日 時 令和6年1月26日（金） 午前10時30分～
場 所 日本商品委託者保護基金 会議室
議 題 1. 各委員によるプレゼンテーション①
 2. 自由討議、その他

（3）第2回会合

日 時 令和6年2月21日（水） 午前10時30分～
場 所 日本商品委託者保護基金 会議室
議 題 1. 各委員によるプレゼンテーション②
 2. その他

（4）第3回会合

日 時 令和6年3月26日（火） 午前10時30分～
場 所 日本商品委託者保護基金 会議室
議 題 1. これまでの議論における主要論点についての討議
 2. その他

（5）第4回会合

日 時 令和6年4月24日（水） 午前10時30分～
場 所 日本商品委託者保護基金 会議室
議 題 1. とりまとめ文書（案）についての意見交換
 2. その他

以上

〔資料 5〕総務関係資料

令和5年度事業計画

1. 会員の円滑な事業展開に向けた取組

会員のほとんどが商先法・金商法の両法にまたがって事業展開することを踏まえて、①課題の抽出・整理、②当局・取引所等への意見具申、③意見交換の場の設定等、事業環境の整備に必要な取組みを積極的に行っていく。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。
要望の際には、商品デリバティブ取引の拡大に資する税制を実現するべく会員の意向も踏まえながら取り組んでいく。

3. 会員サービスの充実

当局・取引所の取組に関する情報等の会員への提供をこれまで以上に積極的に行っていく。

4. 新規加入の促進

商品デリバティブ取引に従事する事業者に対して本会への加入を働きかけていく。

5. 協会ホームページを通じた各種情報の発信

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- (1) コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- (2) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- (3) 出来高、取組高推移等の統計情報

以上

先物協会 2023年度 会費の額について

1. 2022年度の振返り

①支出見込額 約2,400万円（事務所移転費用含む）

②昨年度会費策定の基本方針（2022.6.16 通常総会承認）

- (1)準備金残高が4,900万円、年間経費が2,400万円。残り2年で資金枯渇
- (2)資金枯渇を回避するため、会費徴収を再開。
- (3)再開時の激変緩和措置として、まずは必要経費の50%を会費でまかなうべく以下の会費体系とする。
- (4)徴収開始は2022年7月からとする。

【2022年度会費体系】必要経費の50%を会費でカバー

取引参加者資格保有会員	10社	8万円／月	80万円／月
本会理事・監事会員			
上記以外の会員	6社	5万円	30万円／月
	16社		110万円／月

③2022年度収入額

会費収入額：990万円（110万円×9か月）

準備金取崩：1,400万円

収入合計額：2,390万円

上記をまとめると以下の通り。

（単位：万円）

会費／経費率	年間経費	準備金取崩額	会費収入	準備金残存額
41.25%	2,400	1,400	990	3,500

2. 事業者団体としての本会の必要性

(1) 変化するビジネス環境

2018年：(1)TOCOMの定率参加料引き上げ、

(2)日商協の機能強化の必要性

⇒上記を踏まえて、会員の負担を軽減するために会費徴収を休止

運営準備金の取崩しにより必要経費を捻出

2020年～：(3)総合取引所実現。TOCOMはJFXに経営統合された。

(4)会員企業の事業運営の軸足は金商法に移行。（ビジネス環境激変）

(5)商先法所掌の取引高が激減。日商協は体制スリム化を推進中。

(2) 任意団体としての業務の多様性

- ・本会は実質的に、日商協や保護基金が行う業務以外の全ての業務を行うことが求められていて、実際には様々な「その他の雑事」を行っている。
- ・税制改正等を中心に、主務省・政界から「業界意見」を求められた時の窓口

となる等広範な業務を行っていたが、総合化に伴い、金融庁、証券業界並びにJPXグループから「商先業者の見解」を求められる等、任意団体である本会の事業対象が、従来の商先法だけにとどまらず金商法に拡張する事態となっている。(VAR証拠金のあり方に関する意見交換会等)

(3) 商品デリバティブ取引振興のための唯一の団体

- ・商品デリバティブ取引が低迷する中で、取引振興は必要な事業。
- ・また、本会以外に商品デリバティブ取引振興事業を担う団体は存在しない。(日本証券業協会は「商品デリバの振興はやらない」と明言している。)

(4) 事業者団体がないデメリット

個別の業者が制度改善要望等に係る意見を述べても、当局・取引所等の迅速・円滑な対応は期待できない。事業者団体たる本会が必要ではないか。

3. 2023 年度の会費額

(1) 会費体系策定の考え方

- ① 運営準備金の費消抑制
不測の支出に対応できるよう、運営準備金の取崩しは最小限とする。
- ② 理事・監事会員とそれ以外の会員に係る異なる会費額
本会理事・監事の任に就いている社及び取引参加者資格を保有している社とそれ以外の社についてはそれぞれ異なる額を賦課する。
- ③ 支出の抑制とメリハリ
事業予算の策定にあたっては、不要不急な支出を抑制する一方で、調査研究費用及び関係各方面との関係構築に必要な支出はしっかりと行うといったメリハリをきかせる。

(2) 会費体系 (案)

上記考え方を踏まえた上で、具体的な会費体系として以下の①とする一方で、激変緩和措置として 2023 年度会費体系は以下の②としたい。

①【基本的な会費体系】必要経費の 100%を会費でカバー

	会費月額	会社数	合計月額
・取引所取引参加者			
・本会役員である社	15 万円	10 社	150 万円
・上記以外の社	8 万円	6 社	48 万円
・準会員	2 万円	1 社	2 万円
		月額合計	200 万円
		年額合計	2,400 万円

②【2023 年度会費体系】必要経費の 75%を会費でカバー

	会費月額	会社数	合計月額
・取引所取引参加者			
・本会役員である社	11 万円	10 社	110 万円
・上記以外の社	7 万円	6 社	42 万円
・準会員	2 万円	1 社	2 万円
		月額合計	154 万円
		年額合計	1,848 万円

以上

【参考】 平成29 (2017) 年当時の会費体系

会費収入総額7,378.3万円

会費の額

- ① 均等割会費 (準会員を除く) 月額 7 万円
- ② 規模別固定会費
 - (1) 国内商品市場取引の受託業者
 - 資本金 10 億円未満 月額 4 万円
 - 資本金 10 億円以上 20 億円未満 月額 8 万円
 - 資本金 20 億円以上 月額 12 万円
 - (2) 国内商品市場取引の取次業者 月額 4 万円
 - 外国商品先物取引の受託・取次業者 月額 4 万円
 - 店頭商品デリバティブ取引業者 月額 4 万円
 - * 上記の(1)(2)を兼業する会員
 - ・国内商品市場取引の受託業者である場合 上記(1)の額
 - ・国内商品市場取引の受託業者でない場合 月額 4 万円
- (3) 準会員 月額 2 万円

③ 定率会費 (国内商品市場取引の受託業者のみ)

国内商品市場取引の平成29年3月から平成30年2月の売買1枚につき1.50円を予納額とし、各会員の年間の合計売買枚数について、以下の区分別にそれぞれの単価を乗じて得た額を年度末において返戻する。

150 万枚超	300 万枚以下の部分	返戻額	売買1枚につき0.50円
300 万枚超	500 万枚以下の部分	返戻額	売買1枚につき1.00円
500 万枚超の部分		返戻額	売買1枚につき1.30円

以上

令和6年度事業計画

令和6年3月25日
日本商品先物振興協会

1. 会員の円滑な事業展開に向けた取組

ほとんどの会員が商先法・金商法の両法にまたがって事業展開することを踏まえて、①課題の抽出・整理、②当局・取引所等への意見具申、③意見交換の場の設定等、事業環境の整備に必要な取組みを積極的に行っていく。

本年度は特に商品デリバティブ取引（取引所取引及び店頭取引）の活性化のための方策について、会員から収集した意見に基づき成果物のとりまとめ・必要に応じた関係諸機関への提言等を行っていく。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

要望の際には、商品デリバティブ取引の拡大に資する税制を実現するべく会員の意向も踏まえながら取り組んでいく。

3. 会員サービスの充実

当局・取引所の取組に関する情報等の会員への提供を積極的に行っていく。

4. 新規加入の促進

商品デリバティブ取引に従事する事業者に対して本会への加入を働きかけていく。

5. 協会ホームページを通じた各種情報の発信

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- (1) コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- (2) 本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- (3) 出来高、取組高推移等の統計情報

以上

先物協会 2024 年度会費体系について

1. 2022、2023 年度の振返り

(1) 2022 年度

期首運営準備金 4,900 万円、年間経費 2,400 万円と残り 2 年分しか資金がなく、不測の支出にも対応できない可能性があることから、会費徴収を再開。会費体系は以下の通り。

① 【2022 年度会費体系】必要経費の 50%を会費でカバー

区分	社数	1 社会費	月額会費
(1)JPX 取引参加者会員 or 本会役員会員	10 社	8 万円	80 万円/月
(2)上記以外の会員 (取次者、商品 CFD 業者)	6 社	5 万円	30 万円/月
合計	16 社	—	110 万円/月

⇒年間会費収入額：990 万円（110 万円×9 か月、7 月～翌年 3 月まで）

②運営準備金関係

期首残高	期中取崩額	期末残高
4,900 万円	1,300 万円	3,600 万円

(2) 2023 年度

当年度は必要経費の 75%、翌年度は同 100%をカバーすることについて総会において承認された。当年度の会費体系は以下の通り。

① 【2023 年度会費体系】必要経費の 75%を会費でカバー

区分	社数	1 社会費	月額会費
(1) J P X 取引参加者会員 or 本会役員会員	10 社	11 万円	110 万円/月
(2) 上記以外の会員 (取次者、商品 C F D 業者)	6 社	7 万円	42 万円/月
(3) 準会員	1 社	2 万円	2 万円/月
合計	17 社	—	154 万円/月

⇒年間会費収入額：1,841 万円（期末に C F D 業者 1 社脱退）

②運営準備金関係

期首残高	期中取崩額	期末残高
3,600 万円	400 万円	3,200 万円

2. 事業者団体としての本会の必要性

〔商品デリバティブ取引振興のための唯一の団体〕

- ① 総合化により多くの会員の軸足が金商法に移行。
- ② しかしながら日本証券業協会は「商品デリバの振興はやらない」と明言し、本会以外に商品デリバティブ取引振興事業を担う団体は存在しない。
- ③ 商品デリバティブ取引が低迷する中で、取引振興は必要な事業。
- ④ 個別の業者が制度改善等に係る意見を述べても、当局・取引所等の迅速・円滑な対応は期待できない（事業者団体のないデメリット）。
- ⑤ 総合化後、VAR証拠金対応、インボイス制度対応、清算基金に係る経理処理への対応等難しい案件が発生したが、本会が会員企業の協力を得て円滑な解決を得た。
- ⑥ 今後は、商品デリバティブ取引活性化検討会議において事業者の意見を抽出・整理していく予定。

3. 2024 年度の会費額

①必要経費の 100%を会費でカバー

区分	社数	1 社会費	月額会費
(1) J P X 取引参加者会員 or 本会役員会員	10 社	15 万円	150 万円／月
(2) 上記以外の会員 (取次者、商品 C F D 業者)	5 社	8 万円	40 万円／月
(3) 準会員	1 社	2 万円	2 万円／月
合計	16 社	—	192 万円／月

⇒年間会費収入額：2,304 万円

②運営準備金関係

期首残高	期中取崩額	期末残高
3,200 万円 	96 万円 	3,104 万円

以上